

# 電子契約締結ガイド



令和4年5月作成  
豊中市総務部契約検査課

# 1 電子契約の概要



## (1) 電子契約とは

電子契約とは、書面への押印、郵送や対面で行っていた従来の「紙＋押印」の物理的な契約書の作成をもって契約の成立・担保をするのではなく、クラウド型電子契約サービス上で電子技術を用いて、改ざんが不可能、あるいは検知できる形での電子署名(本人確認証明)を付与した「契約書の電子データ」の作成をもって法的に有効な契約書として成立させるものです。

受注者は、インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能で、費用負担もありません。

### 【電子契約サービスイメージ】

電子契約システムでメール認証などを行い  
サービス事業者の電子証明書で署名



## (2) 電子契約のメリット

次のように、受注者、発注者双方にとって多くのメリットがあります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策
- (2) 契約事務にかかる作業が不要（印刷、製本、郵送、押印等の作業が不要）
- (3) 契約締結までの時間短縮（郵送や訪問に係る時間が不要）
- (4) コスト削減（印紙代、紙代、コピー代、郵送代、封筒代が不要）

### 【紙の契約と電子契約の違い】

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ(PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

### (3) 対象とする契約

請負契約、業務委託契約、売買契約などのほか、協定書、覚書も対象。ただし、契約相手方の同意が得られたものを対象とし、法律で紙媒体での作成が契約の成立要件となっているものは除く。

\* 変更契約、仮契約も対象とします。

#### 【対象外】

- ・法令等で書面化義務のある契約※<sup>1</sup>
  - ・契約期間が10年を超える契約。
- ・個人(個人事業主(開業届を税務署に提出している個人)を除く)との契約

#### 【※<sup>1</sup> 電子化に規制の残る契約文書(代表例)】

文書名	根拠法令	改正法施行予定
①不動産売買・交換の媒介契約書 ②不動産売買・賃貸借契約の重要事項説明書 ③不動産売買・交換・賃貸借契約成立後の契約等書面 ④定期借地契約書 ⑤定期建物賃貸借契約書 ⑥定期建物賃貸借の説明書面 ⑦取壊予定建物の賃貸借契約における取壊事由書面	①～③宅建業法 ④～⑦借地借家法	令和4年5月より電子化可能(5月18日施行済み)
⑧特定商取引(訪問販売等)の契約等書面	特定商取引法	令和5年6月に改正予定
⑨事業用定期借地契約	借地借家法	電子化の予定なし

## 2 契約締結の流れ



## (1) 電子契約に係る届出書について

年 月 日

電子契約用メールアドレス届出書

(宛先)豊中市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

豊中市、豊中市教育委員会、豊中市上下水道局、市立豊中病院、豊中市伊丹市クリーンランドと電子契約サービスを利用して締結する契約における、契約締結用メールアドレスについて、以下のとおり届け出ます。

契約締結権限者	役職	氏名	
利用メールアドレス			

【事務担当者連絡先】※必ずご記入ください。

部署名		役職	
氏名		電話番号	
メールアドレス			

【留意事項】  
・契約検査課あて ([keivaku@city.tovonaka.osaka.jp](mailto:keivaku@city.tovonaka.osaka.jp)) 電子メールにてご提出ください。

### 「電子契約用メールアドレス届出書」の提出

#### 【提出方法】

○契約検査課に電子メールにて提出をお願いします。提出は随時受け付けています。

#### 【ご記入にあたって】

○契約締結権限者の役職名、氏名及び利用メールアドレス、事務担当者の連絡先を記入してください。

## (2) 署名依頼メールが届きます

メール件名「豊中市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

### 操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 アクセスコードを入力します（次のページ参照）
- 3 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

- ・受注者に、（1）で提出したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、**落札(決定)日の翌日から7日以内に署名をしてください。 ※<sup>2</sup>**
- ・円滑な契約締結のため、受注者に、当日中に契約書等の内容確認のため、必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、事前に確認をお願いする場合がございます。  
この際に、修正すべき事項等があれば申し出をお願いします。

### ※<sup>2</sup> 受注者が電子署名を講ずる日について

- ・豊中市の各入札心得に基づき、**落札(決定)日の翌日から7日以内に署名**をお願いします。
- ・やむを得ず7日以内に署名することができない場合は申し出てください。

### (3) アクセスコードについて

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。

アクセスコード入力

アクセスコードがご不明な場合は、相手先までご連絡ください。

1

アクセスコード

2

次へ

#### 操作手順

- 1 アクセスコードを入力します
- 2 【次へ】ボタンをクリックします

#### アクセスコードの確認方法

アクセスコードは署名依頼メールには記載されておられません。

**市発注担当者より電話にて受注者契約担当者へご連絡**します。本人確認の真正性確保のため担当者ご本人以外には伝達できませんのでご了承ください。

## (4) 文書を確認します



### 操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です

### 不可視署名について

○印影の不要な「不可視署名」となります。  
○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

## 契約締結日について

(標準) 業務委託契約書

1	委託業務の名称	○○○○○○○○業務
2	履行場所	
3	委託料	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
4	履行期間	○年○月○日から ○年○月○日まで
5	契約保証金	(A)金 円 (B)免除(豊中市財務規則(昭和46年豊中市規則第13号)第110条第○号の規定による。) (C)免除(履行保証保険による。) ※現金による保証は(A)、免除する場合は(B)(C)を適宜使用すること。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本契約を豊中市電子署名実施規則(令和4年豊中市規則第21号)第2条第6号に規定する電子契約システムを用いて締結する場合は、本契約書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子契約システムにより電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 ( 年 ) 月 日

発注者 豊中市中桜塚3丁目1番1号  
豊中市  
豊中市市長 長内 繁樹

受注者 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

### ※<sup>3</sup> 契約締結日について

- 地方自治法第234条第5項に基づき、**受注者、発注者双方が電子署名を講じた日を契約締結日**とします。
- 受注者が第一署名者、市が第二署名者となり、市が署名した日(双方合意日)を契約締結日として、市が入力します。
- そのため契約書の署名依頼時、契約締結日は空欄になっています。

契約締結日は空欄になっていますが、市が署名時に入力します。※<sup>3</sup>

## 複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です



## (5) 署名済文書のご案内が届きます

受注者、発注者双方の署名完了後、  
電子署名完了のお知らせがメールが届きます。

メール件名「電子署名完了のお知らせ」  
メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

メールに記載の「文書の確認」からログインして文書詳細のプレビューで  
署名文書を確認できます。

### 【受注者側】

メール配信日時より14日以内にURLより署名済み契約書PDFファイルをダウンロードし、保管ください。  
このPDFファイルが従来の契約書の受注者控えとなりますので、大切に保管してください。

※GMOサインにアカウントを登録(無料)すると、GMOサインに保存された契約書等をいつでも確認できます(登録は任意です)。

## 署名完了後の文書の状態

(標準) 業務委託契約書

1	委託業務の名称	○○○○○○○○業務
2	履行場所	
3	委託料	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
4	履行期間	○年○月○日から ○年○月○日まで
5	契約保証金	(A)金 円 (B)免除(豊中市財務規則(昭和46年豊中市規則第13号)第110条第○号の規定による。) (C)免除(履行保証保険による。) ※現金による保証は(A)、免除する場合は(B)(C)を適宜使用すること。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本契約を豊中市電子署名実施規則(令和4年豊中市規則第21号)第2条第6号に規定する電子契約システムを用いて締結する場合は、本契約書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子契約システムにより電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 ( 年 ) 月 日

発注者 豊中市中桜塚3丁目1番1号  
豊中市  
豊中市長 長内 繁樹

受注者 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

### 不可視署名について

○印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。

○印影のある署名(可視署名)と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

○電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの電子署名パネルや、GMOサインの「文書管理内」プレビュー、契約締結時に発行される「電子契約締結証明書」からご確認いただけます。(3 電子署名の確認方法参照)

印影はありません(不可視署名)



# 3 電子署名の確認方法



# 電子署名の確認方法①

## 【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:  
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)  
文書は、この署名が適用されてから変更されていません  
署名者の ID は有効です  
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。  
署名は LTV 対応です

▼ 署名の詳細 日時情報

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD\_2336416\_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

> バージョン 2: SEIKO Timestamp Service. Accredited A2W03-008 により署名済み

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。



署名パネルボタン

すべての署名が有効です。

工期は次のとおりとする。  
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内  
完成 : 着手の日から 日以内  
引渡し: 完成の日から 日以内

第3条 (代金)  
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。  
契約成立時 金 円  
引渡しの日 金 円

第4条 (注文者の負担)  
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

**契約書(原本)**

2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改定又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)  
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責を備えることのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

## 電子署名の確認方法②

### 【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

- GMOサインの「文書管理」内の [プレビュー] 表示時に署名者の情報が確認できます
- ご利用には無料のアカウント登録が必要です。

管理番号 | [REDACTED]

Signing Time
署名者情報 [REDACTED] に承認しました
署名者情報 [REDACTED] に承認しました

署名者の氏名やメールアドレス、作業日時が記録されています

### 業務委託

株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委託

第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の

1. 甲の運営する店舗「 [REDACTED] 」の管理
2. 機器の点検メンテナンス
3. 「 [REDACTED] 」に係る販売促進業務

第3条 甲は乙に対し、委託料として月額

第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用

## 電子署名の確認方法③

### 【契約締結証明書で確認】

- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。

GMOサイン 電子契約締結証明書

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

文書名 経営委任契約書\_001  
管理番号 0000015  
文書作成者 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社  
文書作成者メールアドレス  
締結証明書ID 7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

操作日時	署名方法	署名者情報
2020/07/31 20:09 (JST) 123.234.12.34	実印タイプ	CN GMO 太郎 O GMOクラウド株式会社 OU ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP
2020/07/31 20:09 (JST) 111.23.45.67	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com
2020/07/31 20:09 (JST) 10.0.200.30	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678

工期は次のとおりとする。  
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から 30 日以内  
完成 : 着手の日から 日以内  
引渡し : 完成の日から 日以内  
第3条 (代金)  
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。  
契約成立時 金 円  
引渡しの日 金 円  
第4条 (注文者の負担)  
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。  
第6条 (危険負担)  
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

契約書(原本)

契約締結証明書ID と一致します

7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

# 4 ご参考



以下のオペレーティングシステム、ウェブブラウザのご利用をおすすめします

### Windows

- Windows 10 以上
- Chrome 最新版
- Internet Explorer 最新版
- Firefox 最新版
- Edge (※Chromium版) 最新版

### Android

- Android 8.0 以上
- Chrome 最新版

※Galaxyブラウザは対応外となります。

### Macintosh

- MacOS 10.15 以上
- Safari 最新版
- Chrome 最新版

### iPhone / iPad

- iOS 11 以上 (iPhone8以降の端末)
- iPadOS 14 以上
- Safari 最新版
- Chrome 最新版



### ファイル暗号化

GMOサインでは1つ1つの契約データごとに暗号化して保管しています。



### 通信の暗号化

通信を暗号化することで、盗み見や改ざんを防止しています。



### Hardware Security Moduleによる署名鍵保管

電子契約に利用するお客さまの署名鍵は、Hardware Security Moduleの堅牢な環境で生成・保管しており、不正利用を防いでいます。



### セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者によるセキュリティ診断を行っています。



### WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からもシステムを保護しています。



### データバックアップ

全ての契約データを日次でバックアップを取っています。



### ISMS27001

2006年11月にISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」並びに「JIS Q 27001:2014」を取得しています。

印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、...印紙税を課する。」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

**電子文書には印紙税が課税されない**と明言されています。

### ※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johal/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

### ※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

[https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi\\_sonota/081024/02.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm)

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

国税関係書類の電磁的記録の保存については、同10条の要件に従う必要があります。  
**結論、GMOサインは電子帳簿保存法に標準対応しております。**

電子帳簿保存法第10条の要件

GMOサインの対応状況

① 措置	<p><u>認定タイムスタンプの押印</u> 及び 記録保存者の情報を確認できるようにすること（規則8条1項1号）又は 正当な理由のない訂正・削除の防止に関する事務処理規程の運用・備付（同2号）</p>	<p>日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印                  認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認</p>
② 場所	<p>国税に関する法律が定める「保存場所」（規則8条1項）                  ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。</p>	<p>システムから電子契約をディスプレイに出力</p>
③ 期間	<p>国税に関する法律が定める「期間」（規則8条1項）</p>	<p>法人事業者の場合、7年間                  （欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間）</p>
④ 保存	<p>1) <u>見読性の確保</u>（規則3条1項4号）                  2) システム概要書類の備付（規則3条1項3号イ）                  3) <u>検索機能</u>（規則3条1項5号）</p>	<p>1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能                  2) サービスサイト上に掲載                  3) 文書名、契約相手、期間、金額等により検索が可能</p>

参考

（国税庁）電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/>

# 5 困ったときは

## お気軽にお問い合わせください

### 【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

#### ■電子印鑑GMOサイン 運営事務局

- ・電話番号 03-6415-7444（受付時間 平日 10:00-18:00）
- ・メールアドレス [sales@cs.gmosign.com](mailto:sales@cs.gmosign.com)
- ・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索

### 【契約手続きに関する質問】

#### ■豊中市総務部契約検査課

- ・電話番号 06-6858-2074（受付時間 平日 8:45-17:15）
- ・メールアドレス [keiyaku@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:keiyaku@city.toyonaka.osaka.jp)